

地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な 主体が担う活動との連携・振興方策について

令和7年9月5日（金）



文部科学省

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、**社会教育に求められる役割やニーズが変化。**

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「**学び**」を通じて人々の「**つながり**」や「**かかわり**」を作り出し、**協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくこと**で、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として**社会教育施設の機能強化**や、社会教育主事・社会教育士等の**社会教育人材の養成及び活躍促進**等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

- 【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）
- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
 - 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供**が十分に確保されることが不可欠
 - 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために**社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方**を提示

◎社会教育人材部会

- 【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)】（令和6年6月）
- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、**地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策**、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方等）

第二に、社会教育活動の推進方策についてです。

第一の検討事項を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 地域と学校の連携・協働の更なる推進方策

特に、「チームとしての学校」の考え方も踏まえつつ、コミュニティ・スクールとの一体的取組の更なる推進に向けた地域学校協働活動の充実、地域学校協働活動推進員等の配置促進と専門性・資質の向上、PTAや子供会を含む社会教育関係団体の活動と地域学校協働活動との連携の推進、家庭教育支援の促進の観点からの御検討をお願いします。

○ 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策

特に、地域コミュニティの維持・活性化に資する公民館の在り方、デジタル技術の活用も含めた公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の充実と水準向上の観点からの御検討をお願いします。

○ 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策

特に、青少年の健全な育成に向け、青少年体験活動やその推進に資する民間活力の活用も含めた青少年教育施設の在り方、青少年体験活動に携わる人材の資質向上、関係団体や民間企業等の多様な主体との連携・協働を促すネットワークの強化の観点からの御検討をお願いします。

○ 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策

特に、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の多様な分野における行政機関や高等教育機関、民間公益活動を含む関係団体や民間企業等による取組に対し、社会教育が連携・貢献しうる観点からの御検討をお願いします。

○ 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

特に、障害者や外国人等の学習機会の充実、福祉関係者や民間団体等の地域における関係者との連携の在り方の観点からの御検討をお願いします。

特定非営利活動(NPO法人)制度について①

特定非営利活動法人(NPO法人)とは

- 「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、**様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称**。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることが求められる。
- 特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、1998（平成10）年12月に施行。
この法律に基づき法人格※を取得した法人を、「**特定非営利活動法人(NPO法人)**」と言う。法人格を持つことによって、法人の名の下に取引等を行うことができるようになり、団体名義での契約締結や土地の登記など、団体がいわゆる「権利能力の主体」となり、団体自身の名義において権利義務の関係を処理することができるようになる。
※法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの
- 特定非営利活動とは、下記の**20種類**の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするもの。
- 令和7年3月31日までに認証を受けている49,487※のNPO法人のうち、「社会教育の推進を図る活動」を活動分野として定款に記載している法人は25,033あり、**NPO法人の活動分野のうち、社会教育は「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」に次いで多い**。
※一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は49,487法人にはならない。

【20種類の活動分野】

保健、医療又は福祉の増進を図る活動	社会教育の推進を図る活動	まちづくりの推進を図る活動
観光の振興を図る活動	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
環境の保全を図る活動	災害救援活動	地域安全活動
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	国際協力の活動	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
子どもの健全育成を図る活動	情報化社会の発展を図る活動	科学技術の振興を図る活動
経済活動の活性化を図る活動	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	消費者の保護を図る活動
前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	

内閣府NPOホームページ（[NPO基礎情報 | NPOホームページ](#)）より、文部科学省作成。

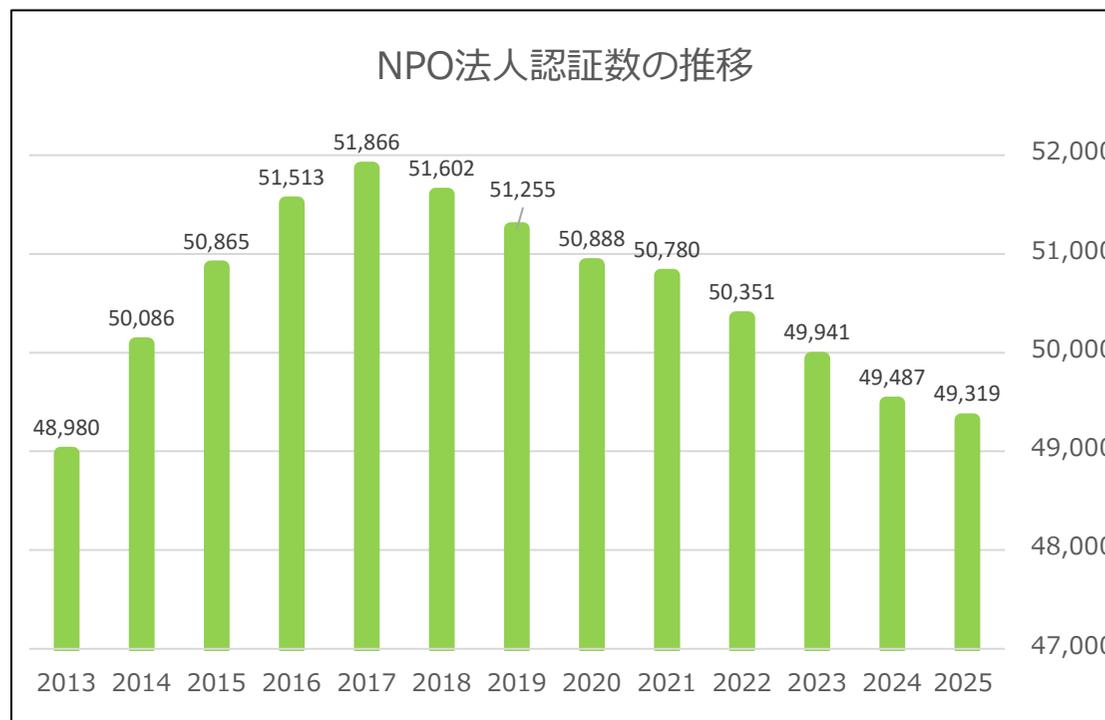
特定非営利活動(NPO法人)制度について②

我が国におけるNPO法人制度の経緯等について

- 我が国におけるNPO法人制度導入のきっかけの一つに、1995（平成7）年に発生した阪神・淡路大震災の際、多くのボランティア団体が被災地で活躍したことが指摘されている。当時あった従来の法人形態では難しいとされた※ **社会的事業をより効果的に行うための法人制度**として1998（平成10）年に特定非営利法人活動促進法が施行され、各地で多くのNPO法人が設立された。
（※2018(平成20)年12月からの公益法人制度改革により、設立手続が準則主義化され、法人格が容易に取得できるようになった。）
- 国内のNPO法人数は、2002（平成14）年度に1万社、2004（平成16）年度に2万社、2017（平成19）年度にピークを迎え、5万1,866社となったが、それ以降は、新設数の減少や廃業、解散などにより、減少の傾向が続いている。
- NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、**教育・文化**、まちづくり、環境、国際協力など)で、**社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たす**ことが期待されている。

一般社団・財団法人とNPO法人の比較

	一般社団法人 一般財団法人	NPO法人
根拠法	一般社団及び一般財団法人に関する法律	特定非営利活動促進法
事業内容	制約なし	原則として20の特定非営利事業
設立者数	社団：2人以上 財団：設立者1人以上	10人以上
所轄庁	なし	都道府県庁 又は政令指定都市
設立手続	登記 (法務局へ)	認証 (所轄庁による)
税制優遇	普通法人は課税対象 (非営利型は非課税)	事業は原則非課税 (収益事業には課税)
報告義務	なし	毎年度所轄庁に提出



内閣府NPOホームページ等より作成

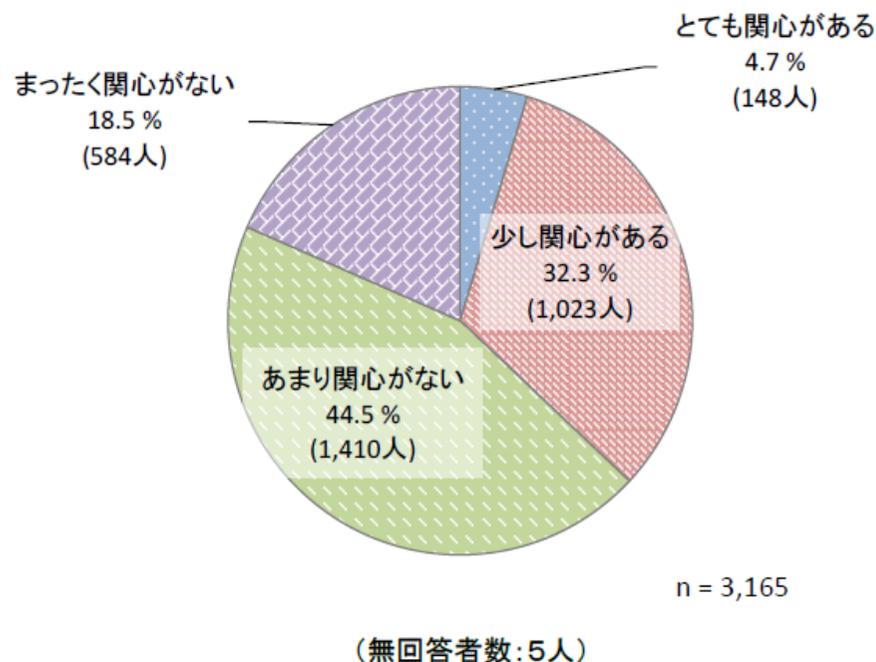
各年度末時点（2025年度は6月末時点）
内閣府NPOホームページより作成

特定非営利活動(NPO法人)制度について③

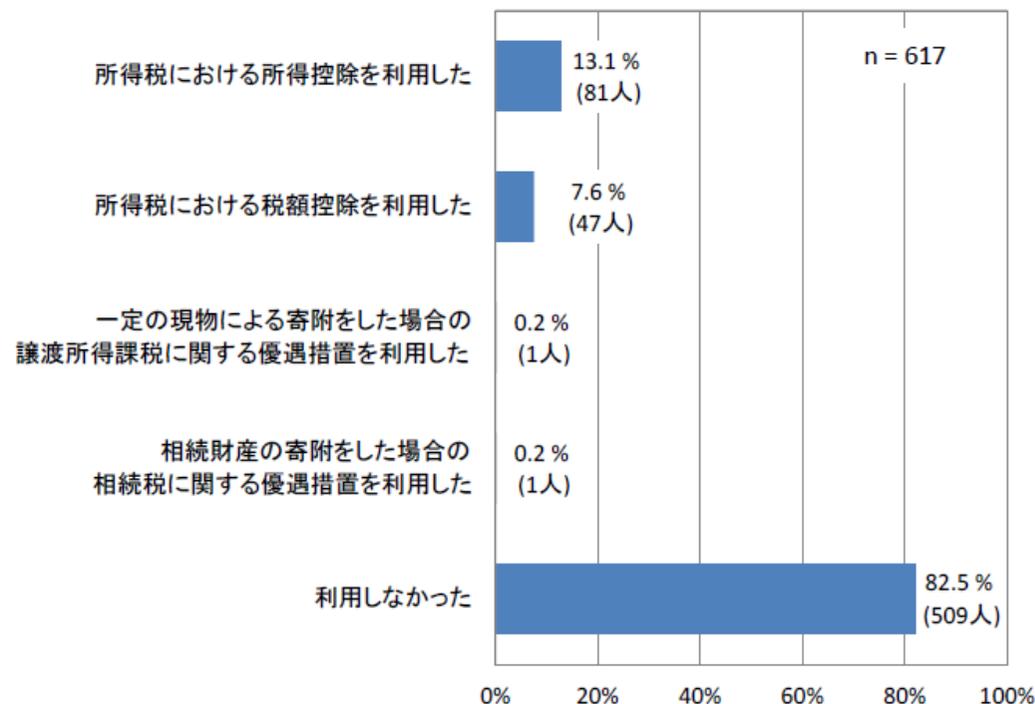
NPO法人に対する関心、認定・特例認定NPO法人に対する税制優遇制度の利用について

- NPO法人に対する関心としては、「あまり関心がない」(44.5%)が最も多い。関心がある層は、37.0% (「とても関心がある」(4.7%)、「少し関心がある」(32.3%)の合計)であった。
- 寄附の税制優遇制度の認知について、「知っているものはない」(75.7%)が最も多く、「知っているものがある」とする回答は24.3%であった。
- 寄附の税制優遇制度のうち、「利用しなかった」が82.5%と最も多い。利用した優遇制度としては、「所得税における所得控除」(13.1%)が最も多い。

【 NPO法人に対する関心 】



【 認定・特例認定NPO法人に対する寄附の税制優遇制度の利用 (複数回答) 】



※認定・特例認定NPO法人に対する寄附の税制優遇制度について、「知っているものがある」と回答した770人への問(うち無回答者数:153人)

過去の答申等におけるNPOと社会教育のかかわりについて①

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた 社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月21日 中央教育審議会）（抄）

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

第2章「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策

2. 多様な主体との連携・協働の推進

（首長部局、団体等との連携・協働）

- 各地域においては、社会教育行政担当部局のみならず、他の行政部局においても、それぞれの行政課題に応じた様々な学習機会が提供されている。また、**伝統的な社会教育関係団体に加え、NPO等の新たな団体の数も年々増加しており、NPO法人の半数近くが社会教育の推進を図る活動を行っている**。さらに、企業においても、CSR（Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任）活動として、教育分野を含む多彩な地域貢献活動が各地で行われている。
- 加えて、複数の大学が連携して教育活動を行い、教育研究の成果等を地域に還元することを目的の一つとする大学コンソーシアムの活動が盛んになるとともに、「地域」を冠した学部を擁する大学が近年増加傾向にあるなど、大学においても地域づくりに貢献しようとする動きが強まっている。
- 中央教育審議会の過去の答申においても、社会教育について、ネットワーク型行政の一層の推進に取り組むことが求められる旨指摘されている。今後はこれまで以上に、学習者のニーズに応えるとともに、**多様かつ複合的な地域課題により効果的に対応するため、社会教育行政担当部局と首長部局との連携を強化することはもとより、社会教育関係団体、企業、NPO、学校等の多様な主体との連携を強化することが求められる**。
- その中で、組織レベルの連携・協働を通じて、例えば、社会教育にこれまで関わりはなかったものの、地域づくりに熱意をもって取り組んできた様々な分野の人材を社会教育の新たな担い手として積極的に巻き込んでいくことが重要である。また、今後の持続可能な地域づくりのためには、社会教育の強みである学びを通じた人づくりやつながりづくりの視点を、首長部局をはじめとする様々な主体の活動の中に積極的に組み込んでいくことも重要と考えられる。
- 社会教育を通じて、多様な担い手との連携・協働が深まることにより、これまでになかった新たなアイデアや価値が生まれ、新しい地域づくりにつながることが期待される。

過去の答申等におけるNPOと社会教育のかかわりについて②

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月21日 中央教育審議会）（抄）

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

第2章「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策

2. 多様な主体との連携・協働の推進

<具体的方策>

- 首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議を活用する。同会議のより積極的な活用を通じ、分野を超えた連携による効果的な施策の実現や、あらゆる行政分野における住民の主体的な参加の促進につなげていくことが期待される。また、首長部局が策定する地方公共団体の総合計画等や、教育振興基本計画に、連携・協働体制の構築を含む社会教育の推進について明記していくことも重要である。
- 社会教育行政担当部局と首長部局との間での積極的な人事交流を推進する。地方公共団体において、多様化・高度化する地域課題に対応するためには、首長部局と教育委員会が縦割りを排し、相互に強みを生かしながら密接に連携し、総合的な視点で取り組む必要がある。そのための計画的・戦略的な人材育成の一環として、公民館主事や社会教育主事等の専門的職員も対象に、首長部局と社会教育行政担当部局との間での人事交流を実施することは有効であり、特に社会教育主事等の専門的職員が首長部局の業務を経験したり、首長部局の職員が公民館等の社会教育の現場を経験したりすることは有意義だと考えられる。
- また、例えば、社会教育主事が地域づくりをテーマに首長部局の職員をも対象とした研修を企画するなど、地域の様々な課題に取り組む担当者間の交流を推進することも考えられる。
- **多様かつ特色のある教育資源を有する NPO との連携を推進し、地域における豊かな学びと活動につなげていく。また、社会教育以外の分野において、地域づくりに専門的なノウハウを有する NPO 等が、いわゆる中間支援組織として地域課題解決のための体制づくりの支援等を行っている事例があり、社会教育の分野においても、こうした中間支援組織との連携を深めることも有効と考えられる。**
- 専門的かつ高度な人材や施設設備など貴重な学習資源を活用して地域貢献をしようとする企業との連携を進め、行政と企業双方にとって WIN-WIN の関係づくりを目指す。
- 大学や専門学校等の高等教育機関において、学生と地域住民が共に学ぶ連携講座や、学習者の高度な実践的ニーズ等に応えるリカレント講座等の開講を共同企画することなどを通じて、高等教育機関との相互の連携を深める。
- **各地方公共団体において、地域づくりに関係するNPO等の団体や大学等を含む学校、企業等と行政関係者が一堂に会し、意見交換や協議を行う場を設ける。**
- **国においては、社会教育における NPO や学校、企業等の多様な主体との連携・協働に関する先進事例の収集・分析、情報発信を進める。**

過去の答申等におけるNPOと社会教育のかかわりについて③

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 ～全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～ (令和6年6月 中央教育審議会生涯学習分科会) (抄)

- ・社会教育は、住民がともに学ぶことを通して、地域づくりを進めるための基盤である。住民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習成果が地域活動に還元されるような循環が生まれることが期待されている。実際、地域住民が地域課題の解決に向けて学びを継続し、住民自治の強化に貢献している例も見られる。こうした活動は、地域コミュニティに着目した様々な分野における地域課題の解決に広がり、社会教育との連携の重要性が指摘されている。また、**社会教育の担い手も多様化しており、従来から中心的な担い手である社会教育施設や社会教育関係団体、NPOに加え、民間企業や地方公共団体の首長部局等へと広がっている。**
- ・さらに、学校を取り巻く問題が複雑化・困難化する中、地域が学校や家庭とともに教育の担い手となり、地域全体で子供たちを育てていくことが必要である。同時に、子供との関わりの中で大人も共に学び育ち合えるような社会教育の充実が求められており、**行政、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO、民間企業等の多様な主体が提供する学習機会がその受け皿となっている。**学校と地域が連携・協働するとともに、子供の育ちを軸に据えながら、地域をより良くするために自分も何か貢献したい、参画したいと願う住民が、自らのニーズに応じて、子供の教育や地域の課題解決に関して共に学び続けていくことは、生涯学習社会の実現のためにも重要である。
- ・一方、社会教育士は、社会教育主事講習・社会教育主事養成課程における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、その修了者に対して付与される称号である。**その実践的な能力は、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設における職務や活動のほか、学校教育や首長部局、NPO、民間企業等が担う幅広い分野において、地域と連携した活動等を行う際に有用なものであると考えられる。**

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 ～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～ (令和4年8月 中央教育審議会生涯学習分科会) (抄)

- ・公民館等の社会教育施設における社会教育に関する活動は、社会教育関係団体を対象に行われている例も多いと考えられる。そうした団体の組織基盤自体が弱っている一方で、地域で活動するNPOや中間支援組織もあり、そうした多様な人材が社会教育に携わることで層の厚い社会教育の活動が展開されることが期待される。これらのことから、これまでの社会教育関係団体の活動を継続する努力のみならず、**社会教育関係団体に所属していない個人やNPO等にとって参加しやすい社会教育の活動、利用しやすい社会教育施設を目指す努力も必要**である。
- ・また、社会教育主事・社会教育士が時代の変化に対応していくため、ICTスキル等の能力を身に付けたり、環境教育、人権教育、男女共同参画に関する内容等の現代的な教育内容に関する知識を習得したりするために必要な継続的な学習機会の確保や、**専門的な機関や組織(独立行政法人、NPO等)と連携した研修内容の充実を図るとともに、個人や地域社会のウェルビーイングの向上につながる社会教育士の活動に関する優良事例の展開を検討していく必要がある。**
- ・地方公共団体の生涯学習・社会教育の担当部局においては、社会教育主事の配置及び社会教育士の地域社会における活躍機会の拡充を積極的に検討するとともに、**「社会的包摂の実現」や「地域コミュニティ構築」に関連する他の行政担当部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進すべきことに特に留意すべき**である。
- ・生涯学習・社会教育において学習したり教育を受けたりする主体は個人であるが、**学習する機会や場を提供する関係機関としては、(中略)企業、NPOなどの民間組織や個人事業者もその関係者となりうるもの**であり、さらに、教育分野以外の行政機関や民間組織が主体となって、関連する活動を行うケースも数多く存在する。こうした生涯学習・社会教育に関わる多種多様な関係機関・関係者が、あらゆる人の身近に学びの機会がある社会の重要性についての共通認識を持ち、生涯学習・社会教育の振興に係る取組を積み重ね、多様なニーズを持つそれぞれの人の学習機会を保障し、学習の当事者としての個人の自主的・積極的な学びを支えることで、個人や集団、ひいては地域コミュニティにおけるウェルビーイングを高めることができると考えられる。

■地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策

第一の検討事項(社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策)を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、

・特に、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の多様な分野において、

- 行政機関
- 高等教育機関
- 民間公益活動を含む関係団体
- 民間企業

等による取組に対し、社会教育はどのような観点から連携・貢献できると考えられるか。

現状

- ・人口減少・少子高齢化の深刻化、グローバル化の進展等により、社会が抱える課題は複雑化しており、複数の行政部局が連携した取組は不可欠。
- ・生涯学習分科会 社会教育人材部会最終まとめ(令和6年7月11日)においても、社会教育人材は
 - 社会教育とは何かという基本的理解を深める内容に加え、地域における学びと実践活動の循環を、効果的に進めるために必要なコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力など、様々な活動において汎用的に活用し得る能力の習得が求められること
 - 関係行政機関やNPO、企業等の多様な主体との連携・協働が想定され得るため、社会教育行政に関する一定程度の基本的な知識を含め、関係行政機関や多様な主体と連携・協働を図りながら学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識や技能の習得を図ることが必要であることが提言されている。
- ・社会教育主事講習を受講するなどして得た能力や、社会教育の視点や手法を、所属する機関・団体等において実践し、活躍する人材は存在。

課題

- ・他の行政分野と連携した取組を進める際、社会教育が発揮しうる優位性や教育行政のひとつとして果たすべき役割は何か。
- ・社会教育人材は幅広い分野において汎用的に活用しうる能力を有し、社会教育とは直接的に関係しない分野においても活躍が期待されるが、こうした他分野における社会教育人材とどのようにネットワークの強化を図ることができるか。
- ・(追加)民間団体の活動と社会教育行政の連携の必要性については、過去の答申等でも繰り返し提言されているが、全国的なコミュニティの希薄化や社会教育士の増加など、社会教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、更なる連携をどのように図るべきか。10